

裾市生第 65 号
平成24年11月1日

柿田川・東富士の地下水を守る連絡会
代表幹事 漆畠信昭 様



日ごろは、市行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

10月25日付けの質問書の事項について、下記のとおり回答いたします。

当市としても、地下水の大切さを十分認識しており、最終処分場の建設に際しましても構造基準を上回る対策を実施してきたところであります。同様に、岩手県山田町の震災がれきを焼却した後の焼却灰を裾野市須山の最終処分場に埋め立てるに対しても、安心していただけるためにどうすべきかを総合的に検討した結果、埋立場所へのゼオライトの施工や水質のモニタリングの他、関係職員への教育を含め、安全確保体制に努めているところです。

何卒、災害廃棄物の広域処理に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

質問1

多くの市民、事業者より風評被害・イメージダウンの心配の声が上がって います。柿田川水系では35万人の飲料水、様々な生産物に水が使われています。風評被害・イメージダウンが生じたときにいかなる責任をとってくれますか。

回答

広域処理の対象となるがれきは、岩手県山田町のもので、岩手県が責任を持って放射能濃度を測定し 100Bq/Kg 以下であることを確認しており、実際に試験焼却や本格受入れした災害がれきの放射能濃度もきわめて低く、当市の一般ごみと同程度ものがありました。

裾野市としては、住民説明会でも説明した通り、焼却灰、排ガス、最終処

分場から出る原水、放流水、近傍地下水について放射能濃度等を定期的に測定していきます。そして、万が一、異常値が出た場合には、直ちに処理を中止します。

また、測定した結果は、ホームページに掲載するほか、報道にもその結果を提供し、柿田川を利用している方にも情報が共有できるようにし、がれき処理による風評被害が生じないように努力していきます。

質問 2

「がれき処理量」は大幅に減少しました。根本的見直しが必要だと思います。対策はその量によって、より妥当な方法に変更すべきです。

25年度の処理をどのように予定していますか。

回答

平成24年度の処理量84トンにつきましては、山田町での木材チップの製造や輸送能力から予定されたものであります。25年度につきましては柱材・角材の残量や木材チップの製造、輸送能力、他県の受入れ状況などにより計画されるものであり、現在のところ明確になっておりません。

質問 3

太平洋セメント、三菱マテリアルの民間処理工場が自治体からの要請があれば処理は可能で余力があると発信しています。除塩洗浄装置もついており、安全性も高いとのこと。検討すべきと思いますがいかがですか。

回答

民間処理工場による受入れにつきましても、環境省において被災県と調整した結果をもとに処理工程表を策定し、それに基づき計画的に処理が行われているものであります。静岡県につきましても国の処理工程表に添って震災がれきを受け入れているものであります。

本処理工程を見直しする場合には、国において検討が行われることになると考えます。

質問 4

放射性廃棄物は 100Bq/kg を基準に管理されていますが、国は勝手に 8000Bq/kg 以下の廃棄を進めています。当初より質問していますが、明確な知見はないですし、法律的根拠はあるのでしょうか。 8000Bq/kg とはどのようなレベルであるのか認識されていますか。

回答

8,000Bq/kg という基準は、「廃棄物を安全に処理するため」に法律で定められた基準値で、IAEA(国際原子力機関:International Atomic Energy Agency)も認めているもので、埋立処分場で作業する人であっても年間の被ばく量は1mSv 以下となります。また埋立終了後、50cm 以上覆土することにより、99.8% の放射線を遮ることができます。処分場周辺の住民の追加被ばく線量は年間0.01mSv 以下となります。世界の自然の放射線量は 2.4mSv/年、日本では 1.48mSv/年ですので、この影響はとても小さいことがお分かりいただけたと思います。

また、100Bq/kg は「廃棄物を安全に再利用できる基準」であり、運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリートや金属の再利用を促進するために定められた基準で、放射性セシウムについては、100Bq/kg 以下と定められています。

質問 5

リスクのある「がれき処理」支援ではなく別の支援を住民と一緒にしませんか。

回答

当市の被災地支援につきましては、災害支援協定を締結している福島県相馬市に対し、市民の協力のもと物資の支援などを積極的に行ってきました。

そのような中、震災がれきの処理につきましては、静岡県は岩手県を支援することになり、調整が行われてきました。災害廃棄物の処理進捗状況は、発災から1年半経過した現在で、岩手県で 24%、このうち山田町では 15%、大槌町では 7% と大変遅れている状況にあります。山田町もがれき処理を優先課題としているところであり、当市としても、被災した山田町の意向を最大限尊重し、本格受入れを継続していきたいと思います。

質問 6

細野前環境大臣の「クロム・ヒ素」に関する発言について、環境省に「なぜ埋設してはいけない瓦礫を広域処理するのはよいのか」回答するように求めください。

回答

静岡県を通じ、環境省に照会したところ、次のとおり回答がありました。

「CCA（クロム・銅・砒素系）処理木材は、平常時より建設リサイクル法基本方針（特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針）に基づき、「CCAを注入した部分とそれ以外の部分とに分離・分別し、分離・分別が困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行うこと」とされています。したがって、CCA処理木材は、震災以前から全国の各地方自治体の廃棄物処理施設において焼却等により適正に処理されており、適切な管理のもとで焼却する限り、安全面の問題が生じることは想定されません。

焼却灰についても、遮水工及び排水処理設備の整った管理型処分場で処分するため、地下水への影響も防止できます。」